

「学校囲碁授業」普及補助申請

事務手続き要領

公益財団法人 日本棋院

「学校囲碁授業」普及補助の申請について

【適応範囲】

幼稚園、小中高等学校、大学等学校教育法第一条に定める学校及び保育園での授業の正課（クラブ活動含む）並びに放課後教室。

※大会・イベント等への使用は適用しない。なお適用は、日本棋院が審査・承認したものに限ります。

【補助内容】

- ・学校等で囲碁教室を行う講師料（謝礼、交通費、宿泊費等）
- ・学校で使用する碁盤、碁石、テキストなどの教材購入経費

【申請者の要件】

学校囲碁授業実施を希望する学校、囲碁普及を目的とする団体（個人名での申請は不可）

【申請手続】



経費負担について、本補助は寄付金により成り立っていますので、主催者の皆様には可能な範囲での負担をお願いします。

申請者（主催者）は、実施計画を立て、日本棋院へ申請。

日本棋院は、申請内容を審査し、補助承認の可否を申請者へ通知。

申請者は正課（クラブ活動含む）並びに放課後教室の終了後、日本棋院へ完了報告します。

①申請

- ・申請内容が【適応範囲】【補助内容】【申請者の要件】の条件を満たしていることをご確認ください。
- ・必ず指定の申請書を使用してください。添付書類も含め提出書類はA4判横書きで提出してください。A3で作成する書類はA4の大きさに折って綴じ込みます。
※申請書はホームページからもダウンロードできます。
- ・申請は随時受け付けております。日本棋院による審査を行いますので、必ず最初の正課（クラブ活動含む）並びに放課後教室開始の3ヶ月前までに申請してください。（申請書送付先は下記にあります）

- ・申請書に記入漏れや不備等がある場合、申請書の再提出をお願いすることあります。
- ・補助内容は单年度で完了するものとし、同補助を次年度も継続する場合には新たに申請し、承認を得ていただきます。
- ・申請内容を変更する場合は事前に、日本棋院へ届け出てください。
- ・正課（クラブ活動含む）並びに放課後教室の実施にあたり虚偽の申告、または基金の目的に反すると日本棋院が判断した場合、補助はいたしません。

②承認

- ・申請受付後、日本棋院が審査して補助承認の可否を申請者へ文書にて通知します。
(希望される場合は申請者以外1名まで承認通知の写しを送付します。申請書7.に希望する旨をご記入ください)
- ・当基金の補助額合計が年度内予算額に達する場合、または超過する場合は申請を打ち切らせていただくことがあります。
- ・承認後、申請内容を変更する場合は、速やかに日本棋院へ届け出てください。但し申請内容の変更によっては、承認後であっても承認を取り消すことがあります。
- ・申請内容または主催者が承認後に著しく変更されたとき、日本棋院の信用を傷つける行為を行ったときは、承認を取り消すことがあります。

③実施

- 申請内容に沿って実施してください。
- 補助事業である旨の表示について…実施にあたり、印刷物を作成する場合やホームページに掲載する際、またメディアの取材を受ける場合は「学校囲碁授業普及補助」を受けた旨の表示をお願いします。

表示例：「この囲碁教室は日本棋院学校囲碁授業普及補助により実施されました」「この教室は日本棋院の補助を受けて実施します」など

※表示がない場合、次年度の申請をお断りする場合があります。

④報告

- ・事業の終了後、2ヶ月以内に完了報告をご提出ください。提出がない場合、次回の申請は受付不可とし、したがって補助も行いません。
- ・完了報告書は指定の様式（A4判横書き）を使用してください。図面等のA3判で作成する書類やその他の添付書類はA4判の大きさに折って綴じ込みます。
※報告書はホームページからもダウンロードできます。
- ・囲碁指導員手当を申請する場合は領収書のコピーと指導員名簿、日程表、教室内写真、参加者名簿等を添付してください。
- ・完了報告書の記入事項や添付書類に漏れが無いようにお願いします。
- ・報告書及び添付書類に記入漏れや不備等がある場合、報告書の再提出をお願いする場合があります。
- ・完了報告後においても、日本棋院が成果の波及効果や追跡評価を行う際、調査にご協力していただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- ・補助事業報告書等に貴団体名、事業内容を掲載し、公表させていただきます。また弊院

から囲碁情報等をご案内させていただくことがございますので予めご了承ください。
(寄付者への報告義務のため)

⑤補助

・棋士派遣

正課（クラブ活動含む）並びに放課後教室での講師として棋士を派遣します。
実施内容により、棋士の謝礼・交通費・宿泊費の一部または全額を補助します。
但し他の機関・団体から謝礼・交通費・宿泊費が支給される場合は一部を補助します。
棋士の講義時間は、1日2時間未満を基本とし、棋士の指名はできません。
派遣棋士の人数・回数は申請内容を審査して日本棋院が決定します。
棋士派遣を複数回実施の教室で申請する場合、派遣回数は2回までとさせていただきます。
例：全10回実施の場合、最初と最後の教室を棋士が担当し、8回は囲碁指導員（アマチュア）が担当するなど

・囲碁指導員（アマチュア）手当補助

正課（クラブ活動含む）並びに放課後講座での講師としてまたは講師アシスタントとして主催者が囲碁指導員を依頼する場合、主催者が支払った手当の一部または全額を補助します。
講師・講師アシスタントの人数および補助額は実施内容（時間・参加人数）により日本棋院が決定します。
基本的に受講生徒数により、指導員手当も制限人数分のみの補助とさせていただきます。
例：受講生徒10名の場合は1名の指導員、受講生徒20名の場合は2名の指導員など
囲碁指導員の選定は主催者が行い、日本棋院には一切の責任が生じないものとします。
囲碁指導員手当補助を申請する場合は報告書作成のときに領収書のコピーと指導員名簿、日程表、教室内写真、参加者名簿等が必要となります。
但し他の機関・団体から手当の補助がある場合は、補助対象外となります。

・囲碁教材補助

正課（クラブ活動含む）並びに放課後講座で使用する学校の備品として、囲碁教材購入を補助します。（年度内で1団体1回の補助を原則とします）
日本棋院で取り扱う囲碁教材（盤石、書籍）を補助対象とし、総額3万円（販売価格）を限度とします。
総額が3万円を超える購入品の場合は、主催者（申請者）が差額を負担します。
承認以前に購入した囲碁教材は補助対象外となります。
事業申請内容にふさわしくないと判断した教材については未承認となる場合があります。
入門用教材（7・9路盤セット、解説用7・9路盤）の貸し出しも行っています。

【問合せ、申請・報告先】〒102-0076 東京都千代田区五番町 7-2
公益財団法人日本棋院
普及事業部普及課学校囲碁推進担当（一宮、矢作、谷口）
TEL : 03-3288-8612 E-mail : sch_bokin@nihonkiin.or.jp

上記適用内容等で例外的な扱いは、日本棋院普及事業部普及課学校囲碁推進担当の審査・承認により運用することとする。

平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 5 月 2 日改定